

A2 Q1 に記載したとおり、この制度は、税理士が税務の専門家として一定の書面を作成し、国税当局がその書面を尊重することにより、税務執行の円滑化等を図るという趣旨であること、また、この制度における意見聴取が税理士にのみ与えられた権利であるので、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図られるとともに、ひいては納税者の適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成に資するものとされています。

またこの書面は、税理士が申告書について税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにするものであることから、納税者に対する税理士の責任の範囲が明確化されることとなります。さらにこの書面に記載された事項については、税務の専門家である税理士からの申告書に関する情報であることから、申告審理や税務調査の要否等の判断において積極的に活用されるほか、税務調査の事前通知前の意見聴取の段階で疑義が解消し、結果として調査の必要性がないと認められた場合には、納税者の事務所等に臨場して行う帳簿書類の調査に至らないこともあり得ます。

